

第23回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 平成28年5月10日(火)

招集場所 江府町防災・情報センター

開 会 午前 9時30分 会長宣言

出席委員(11人)

2番	見山 收	9番	清水 干城
3番	宇田川 潔	10番	石原 一男
4番	松原 憲治	11番	一二三八郎
5番	長尾 保	12番	上前 梅夫
6番	宇田川 保	13番	川上 博久
7番	谷口 一郎		

欠席委員(2人)

1番	中田 泰	8番	佐藤 誠
----	------	----	------

職員及び関係者 局長 下垣 吉正
主査 松原 順二

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 農用地利用集積計画(案)について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前 9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

11番委員	一二三八郎	12番委員	上前 梅夫
-------	-------	-------	-------

事務局： おはようございます。第23回農業委員会総会を開きたいと思います。下垣課長は今

御机集落からの陳情を受けており、それが長引いており少し遅れます。ご了解いただければと思います。それでは、会長様のご挨拶をお願いします。

会 長： 皆様おはようございます。田植の真っ盛りで、一年で一番忙しい時ではないかと思えます。こういう時に皆さんお集まりいただき誠にありがとうございます。今日は、議事そのものは1号と、少ないようでございますけれども、その他が若干多めでございます。特にその中でも農地利用最適化推進委員を江府町ではどのようにしていくかという話は、農業委員を主体に作らないといけないと思っています。その辺の議論をして頂けたらと思います。それから、前回の総会の時に建議内容について、町長自ら説明いただき、意見交換をしたところですが、今までは農業委員会だよりとして町報の中に全文を載せていましたが、縮めの関係もあり、内容的に長かったものですから、もっと簡潔に分かりやすくしたらどうかという事で、編集長の長尾さんと農林産業課長にも了解を頂いて、簡潔に今月号の町報に載せるという事になりました。ご了解を頂けたらと思います。忙しい時期でございますのでスムーズに総会が終わりますよう、ご協力を申し上げて議事に入らせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長： 議案に入りますが、今日の欠席の通告は佐藤委員さんと中田委員さんです。中田委員さんは公社の関係で欠席です。長尾委員さんは遅れてこられるということです。会議は成立いたします。それでは議事録署名委員及び会議職の氏名を行いたいと思います。議事録署名委員は議長より指名させていただく事に異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： それでは、議事録署名委員、順番は佐藤委員さんですけれども欠席ですので、11番の一二三委員さん、12番の上前委員さんをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。今日の会議書記は事務局を指名いたします。

議 長： 報告事項をお願いします。

事務局： 失礼します。報告事項に先立ちまして、お手元の資料を確認させていただければと思います。議案の他に右上の方に資料1と「農地利用最適化推進マニュアル」、資料2、資料3、資料4と用意しております。

そうしますと、報告事項の(1)合意解約について、2ページをご覧いただければと思います。農地法第18条第6項の規定により合意解約通知がありましたので、ご報告させていただきます。3件出ております。1件は杉谷の〇〇さん、〇〇さん、もう1件は杉谷の〇〇さん、〇〇さんですが、これは後程利用権設定の申請が出てきます。中間管理機構を通すために、中間管理機構に預けて、そこから新しい〇〇〇〇〇〇さんに転貸されます。そのために合意解約された案件でございます。期間が3年、1年と短い契約期間でしたが、そう言う理由があり合意解約されております。10番の一番下方にあります、〇〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇さんの貸し借りについてですが、〇〇〇〇〇さんの事情

があり、耕作を続けることができないということです。貸し借りを10年とされていましたが、4月7日に合意解約の届出を頂いております。報告事項につきましては、以上でございます。

議長： 合意解約の報告がございましたが、何かございますか？

7 番： ここは誰が耕作されるのか。合意解約して耕作される方がいなかったら田んぼが荒れるが。

13 番： 今の10番はまた何かあったら出てくるわけですね？

事務局： 10番はまだ合意解約しただけで、これからです。

7 番： 10番は中間管理機構に出す分ですか。

事務局： 一旦集落の、宇田川保委員さんもお存じですが、中山間地域等直接支払の協定農用地になっております。活動組織で管理するかを今検討して頂いている所です。当然、利用権設定でどなたか代替りの人を探している所です。

6 番： このうちの4筆程は、水が来ない状況。下からポンプアップして耕作している。5年間は中山間直接支払の協定農用地に入っているの、今月中に、中山間の役員が集まってどのような管理をするか話をするようにしています。〇〇〇〇さんも同じで、今年は何とかが管理だけでも、草を刈って1回か2回田起しをするという事だけはするよう、話をしています。具体的にどうするか、だれか借りる人がいるか、今検討中です。

11 番： 〇〇〇〇〇さんは体調が悪いですか？

6 番： 体調が悪くて、去年から病気でしたが、別の病気も発覚し、一度手術をされています。今治療中で、まともに動く事ができない状況で、夜は車の運転も出来ない。とても農作業が出来る状態ではない。

9 番： それは大変ですね。

6 番： これからもどんどんそういう方が増えてくる。会長が言われる様に、守って行く土地と、そうでない土地をはっきりして、守るべき土地はどうするのか、又中山間の方できちんと話をしてみる必要がある。今役場に勤めている宇田川晃さん、彼も農家ではないが、そういう人を取り込んででもやれるのであれば、してもらおうという話も出ていま

す。中には集落営農でも、何人かでするような事でも、具体的にしないとイケないのかな、という話は出来ています。とにかく今月の終わりに一回集まるようにしています。

7 番： この農地は、中山間から外されないのでは？

事務局： C要件という10割の単価を貰われなければ、例えば先程言われた〇〇〇〇〇さんの様に、体調が悪くて出来ないという場合は、今年から協定をはずしても、交付金返還の免責要件があります。ただ、武庫・一旦・新道集落協定さんは、C要件という高い単価で申請されていますので、もしそのC要件が達成できないと、2割分を去年に遡って戻さないといけないという事になっています。

6 番： 何とか守っていきたいと思っています。

13番： 農振の地域に入っているのですか？

6 番： 守らないとイケない土地は中山間直接支払協定農用地に入れとけばいいけど、作れなくて途中でやめてしまう田んぼを中山間の協定に入れていると大変だと思う。

13番： 地域の中で景観作物でも検討されたら。

6 番： かぼちゃを植えようかと言っている。一回鋤いて。

議長： 遡って返還しないように良い方に頑張ってください。よろしくお願いします。次は、議案第1号、農用地利用集積計画（案）について議題としたいと思います。事務局、説明をお願いします。

事務局： 失礼します、議案第1号という事で、3ページをご覧いただければと思います。町から、農地利用集積計画（案）が提出されましたので、ご審議いただければと思います。4ページ目に今回66筆程出ておまして、8.9ha程利用権設定の届出が出ております。詳しくは5ページ目以降になります。新規の契約のみ説明をさせて頂ければと思います。5ページ目の整理番号46番でございますが、池の内の、〇〇〇〇様と〇〇〇〇様、松江市と書いてありますが、尾之上原の〇〇〇〇様、以前独居でお亡くなりになられたと聞いておりましたが、そちらの農地を〇〇〇〇様が借りられて、耕作されるという事で届出が出ております。尾之上原の公民館の裏の方の農地でございます。47番は〇〇〇〇様と〇〇〇〇様、吉原の方でございます。こちらの方は、〇〇〇〇様が40歳後半だと思いますが、お父様の〇様でお亡くなりになられて、牛を飼われたり、田んぼを作られたりという事で、耕作面積を広げられていらっしゃる様で、この度このような利用権設定が2件出ております。48番は〇〇〇〇様と新町の〇〇〇〇様で、〇〇様

きまして、本当に感謝しています。以上です。

議長： 上前さん。

12番： 事務局から説明があった通りで、〇さんも〇〇の田んぼで蕎麦を作っています。イチヨウノ段、大規模で、上がってみただけでも、あれは3反あるだろうと思う様な所で、大規模でどのようなことになるのか方向がちょっと分からない。

議員： もう植えてはありますか？

12番： 周囲に植わって、中が鉄柱を張ったり、線を張ったりして、どのようなことになるかわからない。

7番： 苗は植えてないですか？

12番： 植えてないみたいで。水を取るようにして、ポンプで水を上げるようになっている。

7番： どうも、管ではなくて、ポンプで上げるよう。

12番： 夏場になると水がなくなって枯れると思う。

7番： 年中出ないのですか。

12番： 年中は出ない。どんな任せにするのか。

議長： 公社がしている、新甘泉ですかね。

2番： 女性がついてしているよう。

事務局： 協力隊です。梨の栽培技術の研修に行ったりしています。

2番： 法面がきってあり、鉄塔みたいなのが建っているようす。どんな事をするのかと思う。

12番： 上手だけしか見てない。

2番： あれを全部利用権されている？

事務局： 利用権的には全部ですけれども、これを全部使われるかどうか、全部ではない可能性

があります。筆自体は中途半端な事は出来ないので、1筆になっています。

議 長： 見に行きたいなと思う。まだ植えてないって言う事でしょうか。

1 1 番： 公社の方に説明を聞いたら、事務所に行って、もう180本植えた様な話をしました。そうすると、3段と聞いたので、1段60本、たしかそんな話を聞いたように思うけど。

7 番： どれくらいの間隔か。棚に張らせるだろうから。

1 1 番： そんな話は聞いてますが、実際に、今見山さんが言われる様にこっちから見たら、そんな所が見えますので、梨園を見ると線を張って枝が絡んであるけど、どんな格好になるのか、実際にはどうか分かりませんが。今言われる様な、行ってみる必要があるかもせれませんね。

7 番： 松原君、行ってみた。

事務局： まだ行っていません。

2 番： あその水はどこから来る。

1 2 番： 貝田の水路の入口の所にポンプを設置して、細工をしている。上には大きなタンク、貯水槽というか大きなタンクを置いて。

6 番： そこまで考えとかなないと、夏場水が無いのでは。

7 番： 道は綺麗にしてある。貝田から見ると。

2 番： 消毒もあるだろうし。

議 長： 支柱を立てて、ワイヤーを張って、這わせるのですが、新しい栽培方法で、連結ジョイント栽培と言って、木と木の枝が出ますね、それを接ぎ木して1本にするって言う、そういうやり方の様です。それをちょっと見てみたいなと思っているんですけど、まだそこまで行っていない、軌道に乗っていない様で。

7 番： まだそこまで伸びてないでしょう。

議 長： 藤井さんもですけど、公社の浦部さんも研修に行っているのでは。

局長： 昨年から行っております。普及所長も梨農家で、もう1人米子の方から梨専門の課長に上がってもらって、この間も、旧明倫小学校にあったものを取り敢えず、仮植えをさせてもらい、一列に植えさせてもらっており、今年の秋に定植をする様にして、そこで再来年に実がなる予定です。

2 番： 全部定植したという事？

局長： 今仮植えです。仮植えで一列に隙間なしに並べています。そこで水を簡単にやれるようにして。

元々は、2m50cm位ありましたが、幹を太らせるために、仮植えをして1m30cmで切っています。勿体ないような気もするのですが、定植してから伸びてから、枝を接木して、ジョイントという接ぎ木をし、一本の木にするという事です。どうも梨で一番難しいのは、剪定が一番難しい作業でして、経験と技術がいる作業の様です。その剪定作業が非常に簡単に出来やすいというのが利点と、普通、桃栗三年柿八年と言っておりますが、ジョイントをすれば収穫時期がその半分程度早くなる様です。収穫は、3年後位になればある程度の量が増えて、いわゆる企業利潤が出るのはこの新甘泉しかないという風に普及所の方は言っております。

5 番： 接ぎ木というのは剪定を抑えるための方法。

事務局： 元々が赤梨ですので、袋かけが20世紀梨は3回も4回も掛けるんですが、極端に言えば、新甘泉は無袋でも大丈夫という。

議長： 新しい方法の様ですので、是非出来上がったというか、適当な時期に公社に連絡を取って見学をさして貰ったらと思います。それから、杉谷の関係は佐藤さんですがいらっしやらないので、事務局で説明があったとおりでよろしいでしょうか。

2 番： 問題は野菜作りをしている、有機農業と言われるけど本当に大丈夫なのか？どんな人がしておられるのか分からないが。

局長： ○○○○さんは、元々は浜田の○○○○○○○という有機野菜の営業をしておられた人で、今度自分の方が実際に作りたいという事で、去年からされております。

2 番： 営業と生産は全然違う、自然が相手だから。

局長： 昨年から、新規就農とかいろいろな方が相談には来られますが、その中では一番しっかりしておられるとは思いますが、まだ結婚はされておりませんが、パートナーの方も一緒に杉谷に住んでおられます。

7 番： 今の下原一は中山間直接支払には入ってないでしょう。学校の下。

事務局： 整理番号55番ですか？

7 番： 横道の下でしょう。なら小原の管轄ではないので、横道から杉谷分。中山間で杉谷は入ってないでしょう。

事務局： 入っていると思いますが、中山間の図面があれば分かります。もし入ってなければ利用権設定までされて、5年間耕作されるつもりがあるのなら協定に入れられても良い様と思います。

7 番： 小原に名簿がない。中山間は小原の担当だけど、杉谷集落の方は入れてない。

事務局： 逆に入っていらっしゃらなければ、今年度から入れるという事は可能ですので、協定でご検討いただければ良いかと思いますが。せっかく、5年間も作られるという契約をされておれば、例えば杉谷分は小原から交付金を直接杉谷の集落に渡したりという事もされてはいらっしゃらないのですか？

7 番： 小原は、今のところ杉谷集落の方の名前はない。

局長： 杉谷で入っているって言う事はないですか？

7 番： わかりません。杉谷単独で入れてあるかもしれません。

局長： 中山間の図面があれば分かりますので、確認させていただきます。

議長： 他に何かございませんか。無いようでございますので、議案第1号の農用地利用集積計画（案）について賛成の方は挙手をお願いします。

委員： （全員挙手）

議長： ありがとうございます。原案通り承認いたします。その他に入りたいと思います。最初に、農業委員会法の改正に伴う「農地利用最適化推進活動」について、を事務局説明をお願いします。

事務局： お手元の方の資料1という、「新たな農業委員会制度が始まります」というパンフレットと「農地利用最適化推進活動マニュアル」をご覧くださいと思います。すでに昨年から、ご説明を受けられておられますとおり、農協委員会法が改正となり、今年の

4月1日から施行されました。非常に大きな改正でして、農業委員会のあり方そのものを、根底から変える様な大きな内容でございます。その中で、まだ農業委員様の任期が来年の7月迄という事で、今すぐ最適化利用推進委員さんを委嘱しないといけないという事は今の所ありません。「農業委員会制度が始まります」と言う農林水産省が作っておりますパンフレットの2ページ目をご覧ください。中段の方に、この度の改正で変わった項目があります。今まで、先程の利用権設定等農地法の権限により決定事項を審議していただくということは、今まで通りです。任意事務でした担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、そういった事の事務が、任意事務から必須事務、つまり農業委員会で必ずしなければならない事務という事に改められました。非常に皆様のご負担・任務が重くなるという事です。農地利用最適化推進員の委嘱は来年以降でございます。「農地利用最適化推進活動マニュアル」の4ページ目をご覧ください。4ページ目の3番、農業委員と農地利用最適化推進活動と書いてあります。そこに「推進委員を置かない事が出来る農業委員会、或いは現在農業委員の任期満了までの推進委員の委嘱を実施しない農業委員会に於いては」、ここが江府町の農業委員会と同じになると思いますが、「農業委員が農地利用の最適化推進活動を担います」とあります。農地利用最適化推進活動は、4月1日から最適化推進委員さんを置こうが置くまいが、実施しないといけないという事に法律が変わりました。それで農地利用最適化推進活動とは一体何なのかというのがマニュアルの5ページ目に書いてあります、詳しくは一度目を通して頂ければと思いますが、8ページ目に農地利用最適化推進活動の概要が簡単に書いてあります。農地利用の最適化とは、①～③の担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、この3点を言います。これが新たな必須事項となりました。このパンフレットだけ読んでもなかなか分かりにくい部分もあります。また、鳥取県農業会議の局長様は、各市町村を回られていらっしゃる様です。こういった事について、もしよろしければ、日程が合えば来月の定例会に来ていただいて、他町村で既に先行して進んでいる所もございませし、実際にどういった活動をどのような取り組みをしていけばいいかと言う様な事もお互いに研修をさせて頂ければどうかとは、事務局の方は考えております。また、今までの農地パトロール等の計画のあり方が、実施時期について来月にそう言ったお話を聞いてから検討して頂いた方が良いのかもしれませんが。マニュアルの17ページを見て頂きますと、農地利用最適化推進活動に必要な知識と実践、農地パトロールの知識と実践みたいな事が書いてあります。農地パトロールは毎年10月に農業委員の皆様にしていただいておりますが、平成28年度からは「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」（平成30年までの3カ年）というスローガンが新たに出来ておまして、ここの中段の方に「農地パトロール」（利用状況調査）による農地利用の確認の調査時期については、8月頃に実施します。」と記載してあります。以前よりも2か月前倒しのような形です。その後、最終的なスケジュールは、25ページのマニュアルでは、8月頃に農地パトロールを実施し、11月末頃に利用意向調査書を出し、1月の末までに意向の表明の期限、とこのようなスケジュールを想定されています。「これに合わせないと必ずいけないのか？」と

いう事はおそらく無いとは思いますが、1月末までに意向期限の表明を求めようとする
と、それを合わせたスケジュールだと8月頃になるという事の様です。この辺りは来月
詳しくご審議頂ければとは考えておりますが、ひとまずこの様な、4月1日の法律の施
行に伴いまして、今までの流れが若干変わってきたということです。詳しくはパンフレ
ット等に目を通していただいて、来月できければ鳥取県農業会議の方に来ていただき、
今後の活動の計画を練って頂ければと考えております。

議 長： 事務局の方から説明がありましたが、今回、農地利用の最適化3本柱ですね。ここに
書いてあります、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新
規参入の促進、3本柱それなりにやって来た訳でございますけれども、これが法律で縛
られてきて、本格的にそれに取り組みなければいけないという事になった訳でございます。
事務局からさっき提案がありましたように、これに関して農業会議の方に来てもらって、
勉強会というか、江府町にあった形の物をどういう風にするか、という話を聞いたらど
うか、という事でございます。日野、日南はすでに議会に通していますけど、その前
段、やはり鳥取県農業会議と相談をしながらやっている様です。そろそろそういう事を
やらなければいけないと感じております。この前、町長が来られた時も諮問委員会を作
るような話もされておったのですが、やはり農業委員が主体になって地域をどうするか
という事を考えた叩き台みたいな物を農業委員会で作らないといけないかなという感
じがしております。鳥取県農業会議等相談しながら、地域を全部カバーするような形の
案を作りたいと考えています。それは、農業委員全員ではなかなか、最終的には全員の
会議になると思うのですが、未然のたたき台はどういう風にしてやったら良いかなと思
う。例えば農政部会とか農地部会とかそういう形のうえでまず原案をつくり計って、そ
れから諮問会議に出す。このように考えておりが、どうでしょうか。

既に推進委員については、案がありましたけれども、江府町は6人でした。100h
aに1人600haで6人。推進委員は6人で、農業委員とのバランスをどうするかと
いう事がある訳ですが、そこら辺の議論を進めていかないと、我々は来年の7月まであ
りますけれども、議会を通すのはその前で、来年3月ごろまでに挙げないといけない。

事務局： 委員の公募・募集があります。

議 長： 推薦とかもありますも。ちょっと早めに。

事務局： 最適化推進委員は農業委員会が委嘱するという事になります。

5 番： 取り敢えず、次回の総会で勉強会を開いて、という方が良いと思います。

議 長： これは、日野郡の大会の時も、昨年、鏡ヶ成で農業会議の倉益事務局長さんにこの制
度の話はしてもらったんですが、やっぱり江府町にあてはめたやり方をどうすれば良い

かを、農業会議の方と相談しながらやって行くのかなと思います。次回の総会が終わった後、倉益さんに来てもらって具体的な話をしてもらいます。よろしいですか。

委員：（全委員）はい。

議長： そういう事で、取り敢えず勉強会と言うか、江府町に合ったものを作って行こうという事を農業会議と一緒にやって行くという事にします。これは以上でよろしいでしょうか。

次が、江府町農業経営改善計画認定審査会の委員について、事務局説明をお願いします。

事務局： 資料の2をご覧くださいと思います。こちらの方に農業経営改善計画認定事業実施要領があります。認定農業者を認定する際に農業改善計画を町に出して頂く訳ですが、その内容を審議する会がこの審査会という事になります。農業経営改善計画認定申請書は、5年に1回認定農業者の方から提出頂いて、それが認められた場合、更新となるものです。こちらの審査会は、農業委員会が町から事務の委託を受けて行うという事になっており、資料の2ページ目に委員の構成が上がっております。委員は町長が委嘱をするのですが、6人程の委員で農業委員もその委員の1人です。4ページ目をご覧くださいと、これが新しい農業経営改善計画認定審査会委員です。松原会長が町長から委嘱を受け、審査会に入っております。5ページ目に現在の認定農業者の一覧表を付けておりますが、今年度の6月15日に〇〇〇様と〇〇〇〇様の認定期間が到達します。それまでに審査しなければならないという事になっております。審査会の意見を付したものを町に出して、町が最終的には認定するという流れになっております。最終的に町が認定した場合には、農業委員会に通知することになっております。これについては、こういった流で審査を進めさせて頂きますということのみです。

議長： 我々農業委員からは、私が出席させて頂いています。杉谷の法人かがやきさんの審査はどうなっているのですか？

事務局： これは認定農業者の審査の件ですので、法人かがやきからは申請はまだです。

議長： 法人では、宮市さんは入っていますよね。

事務局： 認定農業者です。

議長： 杉谷の法人かがやきはまだ申請されていない？

事務局： まだ申請されるかどうか聞いておりません。ちなみに、認定農業者の要件を満たされ

る可能性はあります。

議 長： その時に審査するという事ですね。

事務局： 申請が出ましたら、審査会で審査をする必要があります。

議 長： 以上です。次にいきたいと思います。3番目に熊本の地震義援金について、事務局お願いします。

事務局： 資料の3をご覧ください。鳥取県農業会議から、農業委員会系統組織に対して、先般ありました熊本地震の義援金募集についての依頼が通知文章で来ております。1ページ目に、農業委員及び事務局も含めてですが、一口1,000円、1人一口以上を目標とした義援金も依頼が来ております。この辺りどういう取り扱いにするか、また審議をしていただければと思いますが、4ページの方に義援金の募集に係る留意事項というがあり、農業委員の寄付行為については、公職選挙法は準用されないので寄付行為は可能と書いてあります。町議員の方は若干違う事があるようです。後は控除の関係も書いてあります。

議 長： 1,000円以上という事ですが、自由意思ですね？集落にも依頼が来ています。積立金の中から出して貰ってもよろしいですか。

委 員： （全委員異議なし）

議 長： それでは積立金の中から一口1,000円。

事務局： 旅行積立金の中から1人1,000円で、合計13,000円、寄付させて頂くという事で良いですか。

議 長： そういう事でお願いしたいと思います。次4番目、江府町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（案）について、事務局説明をお願いします。

事務局： 資料4をご覧ください。こちらは特にご審議頂くという事ではありませんが、報告だけさせていただければと思います。4月1日に、女性活躍推進法が成立しており、この中で、各職場、実際には農業委員会事務局の正職員が対象であり、臨時職員は特定事業主行動計画からは対象から外れており、正職員だけのものです。女性職員が活躍できるような事業計画を事業主は立てなさいというものです。地方公共団体は必須です。小さい会社は努力義務になっています。資料4に、町長部局、議会事務部局、農業委員会、教育委員会それぞれの行政体毎に、こういった行動計画を立てなければなりません。

実際には、総務課が一元化で計画を立てておりまして、農業委員会事務局の職員、今の該当は私だけの事ではありますけれども、5年間の目標を立てていくという事をご理解いただければと思います。詳しい内容は、町長部局で考える内容でございまして、要は女性が管理職にされる登用とか、有給休暇・育児休暇が取りやすい様にしましょうとか、そういった内容です。この内容についてご審議頂くとする事では特にございません。

議 長： こういう事があるという事を皆さん知っていて欲しいという事の様でございますけれども、農業委員会事務局には女性、梅木さんがいらっしゃいますが、臨時という事で対象にならないと。

事務局： 行動計画の中では。

議 長： 総務課の中で女性職員の立場を考えるという事でございます。

13番： 今回、来年から農業委員会制度が変わる訳ですけれども、その中に、農業委員とか、推進委員に、女性委員にぜひ入って頂いて、特に今まで江府町の場合、農業委員に女性がない。日野町はある訳ですけれども、日南町は以前あった。県から見た時に農業委員の中に女性を増やそうという事でずっと、進められているはずですから、ぜひ次回に推進委員又は農業委員の中に女性に入って頂いて、女性の声を大切にしながら検討することも必要です。この辺も次回、諮問委員会の中でもそういう話を出して頂いて、検討していただければと思います。女性委員、農業で一生懸命されている人も多いですが、農業で女性の声を是非反映していただく様な形に持っていければと思います。

議 長： 江府町も過去に1人おられました。

7 番： 以前、三輪典子さんがおられました。

13番： JAから推薦で

11番： 越峠さんも議会から出られたことがある。

議 長： この要請は全国的にあるものなので、江府町も対応を考えていると思います。日南町には今の所はおられない。今回どうでしょうか。ちょっと調べておいてもらえますか。

7 番： 日野町は2人だった、今回は分からないけど。

5 番： 日野町はいつから変わった。

7 番： 日野町はまだ。日南町は新しくなると新聞に載っていた。1週間くらい前の新聞に。日南町農業委員の推薦枠の、何人だったか。7人か8人。

議 長： 全体的に増えたという話でしたよ、

9 番： 前と同じか。

議 長： 増えたと聞いています。

6 番： それは推薦も入れてでしょ。

7 番： 推薦の名前はなかった。

議 長： 日野町は減っています。その辺の情報をちょっと分かる範囲で良いですから。

13番： 6人。以前の公選の場合だったら、地区から女性委員の選出がなかなか難しいのですが、委員で出て欲しいということで、町議会にも前に申し出たことがあります。推薦の中に女性委員に入って頂く様な形という事で、県からの要請でしたことがあるんですけど、なかなか難しいです。次回制度が変わりますから、その中で推進委員とか女性委員とかそういう形で入って頂いて。

議 長： この分だと、担い手を入れれないといけないという事になっている。認定農業者、担い手とあるんですが、認定農業者がいないのにどうして入るのかなと。この辺の実態が合わない。

7 番： 認定農業者がいない。二人しかいないからたぶん入らないのでは。仮に認定農業者がなったとしても、会議が10カ月に1回としても自分の仕事が忙しくて、そんな暇は無いと言われる。忙しくて無理と言われるだけだ。

事務局： 若い方で、非農家の人も入れて下さいとなっています。

13番： 農業委員制度が変わるわけですが、もう1つ変わる点が、今度は建議がなくなります、今までは、建議という形で回答を貰っていたのですが、それが無くなりますからどういった形で、町の方に上申するか、その辺の事も合わせて。

事務局： 川上委員さんからそういうお話がありましたので、資料1の「農業委員会制度が始まります」の2ページ、農業委員会の改革の一番下の方に、建議は法的根拠がなくても行えるため、法令事務からは削除になっておりますが、農地の利用の最適化施策について

必要がある場合には、「関係行政機関に対し施策の改善意見を提出しなければならない」となっております。

7 番： 建議ではなくなるのか。

7 番： 意見書という事で提出するのか。

13 番： 改善意見。

9 番： 改善意見を出すということか。

6 番： 今度、農業委員は町長が推薦する訳だから。

7 番： 町長と議会が推薦ではなくて任命する。任命してくれるか、くれないかだ。

6 番： 任命した者になる。

7 番： 任命権は町長にあるといっても、意見は意見で出すのは自由のはず。

議長： 今までの建議と違って、ちょっと重みというか無くなるんですね。文書にも書いてある様に、口頭で意見を述べる様な感じで、ちょっとトーンダウンのような感じもしないでもない。

13 番： 新しくなっても、農業委員の役割とか責任というのは従来と同じですから、中で本当に検討しないと。

6 番： 返って増える。今までは農地の事が中心だったけど、今度は担い手関係をしないといけない。いろんな事が出てくるから。

7 番： 一番大変なのは遊休農地の件。農業委員に課せられるから。

6 番： 誰かそういう人を見つけ出さないといけないし、推薦していかないといけないし、それを急がないといけない。

13 番： さっき事務局が説明されたけど、遊休農地のパトロールの流れというのは、従来と同じで、8月から始まって11月までで、それから意向調査とか、これはインターネットで公開というのは、従来と同じですから。

6 番： だから、江府町としても、守らないといけない農地と、家の側でちょこちょこしたのと、というのは中山間の関係もあるだろうけれど、守れないものは守れない、守ってその農地をきちんとしたものは守るって言う事をやっ行って行かないといけないと思う。

13 番： それが一番大事な事。

7 番： 事務局長にちょっとお訊ねするけど。今の遊休農地が仮に発生した場合には、私たちは航空写真で見るでしょ。もっと良い地図が出来れば良いけどと思う。今の航空地図では見辛い、はっきり言って、パトロールをするのに。

6 番： 山の木が生い茂って影になっているから。

7 番： 山林の中に畑があったりするんで、そういう所に行けと言われてもとても行かれる様な道はない。局長その辺をどうなるか、もっと見やすい地図が出来れば。今言う様に中山間みたいな地図が出来れば、持って歩くにも見やすいとは思いますが。

13 番： 検討課題だ。

6 番： 結局水田の側まで、木が生えて来ていて、昔は皆伐採してあって、航空写真でもきれいに写っていたけど、今はもう田んぼは作るけれどその周りの農地を全然、山林を管理してないから写らない。上から写してあっても。

7 番： それと、田んぼは圃場整備してあるけど、要は、畑は完全に、多分90パーセント位荒れていると思う。畑を作る所がほんの一部。

6 番： ここの1つにも載っていたけど、美用地区は良い。固まっているから。川筋地区は特に、半の上もあり武庫もあり一旦も田んぼがある。別々に一軒の家の農地が三つある。その言うのを集約して一ヶ所で作りやすくして、その代わりこっちから向こうに行き、こっちで作れよ、と言う様にその辺を上手くやっ行って行かないといけないと考えている。トラクターで走ってばかりで、鋤く暇がない移動ばかりで。

7 番： それから色分けをしてパトロールをもっとみやすくして、今年は、黄色が赤色になると良く分かる。去年は黄色だった、色分けをしてあると見ても良く分かるので。

6 番： そういう農地なら見やすいのだが。これを見ると、6畝とか3畝しか無い様な所でも、新甘泉を作る所でも、小さなところだけど、そういう所はやっぱり農地から畑に持って行って、水田から畑に持って行くとか。それから洲河崎の大きな田んぼでも、作ってない所は減反。あんな所にしなくても山の方の作りにくい水のない様な所を減反にしてそ

つちを貸せるとか、これからはそういう斡旋もこれから農業委員でしていかないといけなくなるのではと思う。江府町の全体の耕作面積は減らさないという事で考えて行かないといけないと思う。人数はどんどん減るばかり。

13番： 来年7月までですが、農地パトロールのB判定としたところを何か非農地証明とか何かそういった形でやって行かないと、またそのままB判定したところを、7月以降、誰が成られるか分からないですけども、また農地パトロールした時に同じような形でチェックしないといけなくなるので、その辺もちょっと気にかかる所です。

7番： 地図面でBならBで色分けでもしてあれば、今年見てBならBが黄色なら、来年になれば今度はCになるかもしれん、まあBまでしかないけど。

13番： ずっとされたらまた大変。何回も同じところをチェックして、落としていかないと。

7番： どっちにしても同じところはチェックしていかないと駄目、再度。

6番： 今までの例から、2年空いていてじゃあまた田んぼをしますという例はないから、だんだん荒れる一方で悪くなるばかり。それ自体もほんとに考えないと。

7番： まだ大変なのは、Bにしたが、今度行ったらCになったものはBには成らない。その辺が難しい。

13番： 宇田川委員さんが言われる様に、悪い所と良い所がはっきりして、切り分けていかないといけない。やっぱりその通りで、B判定したところは割り切って非農地証明という事で、という形で進めて落としていかないと、いつまでも背負っていく様に成るので。次の人が大変。

6番： 会長の所もそうですよね。下安井は林道があって、林の中を歩いて抜けたところに田んぼが有るような所があって。

議長： 地積もやりましたので、地積の現況で木の生えた所は畑や田んぼから外してしまう事で行っている訳ですけども、そうでない所は、我々が見て最悪どうしようもない所は、田んぼも畑もない所は、さっきも言われる様に非農地証明、農業委員会の総意で全部落として、税務的にも軽減しないと、と思っているんですけど。

2番： それから、農振を見直さないと落とせない。

13番： 農振の手続きが県まで行くので、それは落としていかないと。

7 番： 私たちが削除したいからと言って、農振の関係で全然だめだ。結局面積が減ってしまうから落とせないって言う事、全体面積が少なくなるから。

5 番： 課長さん、28年度は想定でいしておられるの。

局長： 実は農振はずっと、昨年見直しをしかけたのですが、なかなか他の業務があって、言われる様にここで一括して何かしないといけないということは去年から思っております。出来れば財政の方にも、掛け合っても人的な支援も必要と言っていたんですけども、反対に本体の職務を増やされて、仕事がどんどんこなせないような事です。言われることは本当に良く分かっており、農振を何とかしないとっております。

7 番： 地積で今度は。

3 番： 課長議題はまだある？ないなら提案さして欲しい。

議長： 4番目に行きましたので、次回の農業委員会と農地相談会、終わってからでよろしいですか。

3 番： いいです。

議長： それでは、5番、次回の農業委員会の総会について、次回の話をします。事務局。

事務局： 次回の総会は、6月9日とさせて頂いたんですが、会長のご都合がありまして、もしよろしければ、6月10日金曜日の午後1時30分からお願いが出来ればと思います。午前中は、こちらの会場が使われておりまして、10日ですと午後1時30分からなか空いています。

5 番： 勉強会をするならその方が良い。午前中では終わらない。

7 番： 昼からなら勉強会が出来る。

事務局： 6月10日金曜日午後1時30分から、議案を審議して頂いた後に研修会で。

議長： またご案内をします。それから農地相談会は。

事務局： 27日金曜日としておりましたが、事務局の都合で、宇田川保委員さんと谷口一郎委員さんのご都合がよろしければ、26日の木曜日に変えさせていただく事が可能でしたらと思います。27日は日野町の議会議員の遊休農地についてこられます。

局長： 視察研修に来られるような話があります。

議長： 江府町に来られる？

局長： 午前中は道の駅の方で勉強させてもらいますと言う事で、午後、遊休農地対策の勉強をしたいという事で、詳しい内容は議会の方からは届いていないのですが。

議長： 農業委員会の対応というのは有るのですか。農林産業課で対応。

局長： まだ詳しい事はわかりませんが、ただ何々についてという通知一枚しか頂いておりません。どの様な勉強をされるのかによっては、会長さんにお世話になるという事も出てくるかも知れません。詰めさせてもらおうと思います。

議長： それではどうぞ、ご提案を。

3 番： 話は変わりますけれども、中山間地域等直接支払制度の件について、私自身もですけど高齢化、老齢化、病気、体力の低下等で殆んど労働できない状態の人が出てきているんです。武庫でも、私を含めて2人おるが、そういった人が中山間で縛られて、去年私は、1反5畝程荒してしまった。もう手が付かんで、中身を松原君に聞いたら、皆が助け合って、作業をして、と言う様な主旨の中身に成っている様ですが、そんなことを言ったって誰も手伝ってくれる人はいないし、声をかけてくれる人もいない。結局は自分自身がしないといけない。去年草刈りにおうじょうし、脱退しようかと思って、委員長に脱退の申し込みをしたら、5年間は脱退できませんよと。松原君にも詳しい事は聞いたのですが、それなら仮に動けないように成った場合には、皆が助けて作ってくれるかと言ったら絶対ない。今鳥取県でも岩美町でその問題が出て、皆が助け合って田んぼを維持するか、誰もする者が無い。今岩美町でも問題になっていて、息子が返ってきて話しておったのですが、これは何とか、脱退をするのだったら、お金を戻すルールがあるそうです。戻すものは戻しても良いし、協定農地を削ってもらうような事は出来ないのか。それで、最高責任者は町長か、国か。

事務局： 中山間地域等直接支払制度は、協定の中で農用地を5年間管理されるのかを皆さんの同意のもとで町に申請して、5年間守って行きますよと言う協定書、町との契約を交わします。5年間守りますので、その代わり交付金を5年間その面積に応じて出しますと言う制度でございます。この5年間こういう括りの農地を協定の中で、集落協定で管理されるという事になりますと、基本的には5年間はやはり守って頂かないといけないという事になります。ただ先程言いました、高齢で出来なくなったとか、家族の介護で出来なくなった、或いは病気でお亡くなりになって誰も耕作者がいらないと言う様な事でありましたら、その後の農業委員会の方に斡旋を申し込まれて、当然担い手さんを探した

後、誰もいなかったという事になりましたら、中山間直接支払ではその年から落とすことも可能です。ただそこには続きがあります。中山間直接支払の取り組みは2段階あります。通常単価は8割、例えば21,000円と8,000円単価が傾斜によって交付金が出るのですが、これは10割単価。先程宇田川さんが言われた様に、誰かが耕作できなくなった時カバーするという取り決めをされたところがC要件と言いまして、10割の単価の交付金が出ています。それをされない地区も、江府町内で5地区あります。10割単価を貰われない8割の単価、16,400円と6,400円という安い単価で取り組みをされる協定の所は、そういった病気で出来なくなった、家族の介護で出来なくなった、と言う事がありましたら、その面積をその年から落とす事が可能です。

3 番： 特例と言うものはないんだな。

事務局： 免責要件となっております。ただし、C要件という協定を結ばれますと、5年間は誰かがそこをカバーするという約束をされたので、協定の中で話し合っ、て、どう管理をしていくかと誰かにカバーしてもらわないといけないという事に成っております。

3 番： 委員長に聞いたら、荒起こしだけしておいて下さいといわれる。

事務局： 中山間直接支払は、基本的にはいつでも水路を通して田んぼができる状態であれば、必ずしも何か作物を作っておかないといけないという事はありません。

3 番： 町の場合は、最高責任者は町長ですか。

事務局： 当然、町長です。町とその協定とが契約を結んでいる訳です。農地を守って行きます、その代わり交付金を受けますという約束をして。

3 番： 何とか脱退をする方法はないのかね。

2 番： 宇田川さん、集落の皆さんで判を押して話し合っているのですね。

事務局： 協定の中でまず話し合っ、て頂く必要があります。

3 番： 判を持って来いって言われたので持って行ったが。

2 番： 判を持って行った時に、話を聞いたりしないから。

3 番： それで良く話を聞いたら、松原君から話を聞いて、そうになっていたのかと。

2 番： 集落で良い話をしないと、もう判を押したんだからどうしようもないでしょう。

議長： 去年、見直しがありました。

7 番： 去年新たになったので、その時にあなたの田んぼは外されますか、どうしますかと聞かれたとき、よう作らんので外してと言えば、外してもらっていた。去年。

6 番： 内の集落協定も沢山外した。

局長： 今の4期になって、今後5年間を考えて、という事で皆さんに説明はさせてもらったと思っておりますけれども。

3 番： それで、交付金がどうこうとか言っていたが。交付金が出るでしょ。

7 番： 管理手当がでる。

事務局： 交付金の使い道は、個人に100パーセントなのかどうか。

3 番： それもいらないし、罰金が必要なら罰金も払う。

事務局： 中山間直接支払は、1人が辞めると連帯責任で全部にかかってきます。多面的支払制度は別ですが、中山間直接支払は連帯責任がかかります。

3 番： 今年は私1人だけど、来年はもう1人たくさん田んぼを持った人が耕作できなくなる。それを皆がカバーするかといったら誰もかばってはくれない。

事務局： 5月の末に中山間直接支払の役員の方が集まる会があると、宇田川保さんが言っておられましたけども。

5 番： 今度集まる。

事務局： その時にどういう管理をするか。先程も川上博久さんからもありました様に、例えば景観形成で作物を植えるとかですね、そう言った取り組みも出来ますので。

3 番： 総会もするだろうが、その時点で、私1人ではないと思うけど。

5 番： ○○○○○さんも耕作できなくなった。あそこも3反あったけど、あれも全部管理しないとイケない。

3 番： それで、どう管理してる。

5 番： それを5月の終わりに集まり、田んぼを鋤いて、草刈は年に4回、日当は1時間が600円になっても仕方がないので日当を出し、中山間直接支払のお金が入る分から支払いをする。

3 番： 武庫・一旦・新道協定で。

5 番： そう。

3 番： 武庫の人も出ないといけない。

5 番： 武庫も出ないといけないし、防除がある。稲の防除、あれと一緒に、出た人がお金を貰えるようにして、荒れたところはそれで守って行かないと仕方がない。

7 番： そう、それは集落協定で解決しないとけない。

5 番： 武庫地区は、武庫の近いところをしてもらって、一旦は一旦の近い所で、新道は2人しかいないので、そういう事でやっけて行こうかと話をしないと。

事務局： 先程も、宇田川保さんが言われました様に、5月の末に集まってお話をされる様ですので、そういった話を、〇〇〇〇〇さんの件もありますので、合わせてお話をされたらいいと思います。

3 番： 物理的に出来ないの。

5 番： 潔さん、あなたばかりじゃあない。江府町全体の問題。たくさん出てくるこれから。耕作できないという方が。あと5年間の間にいっぱい出てくる。梶谷さんにこの間も話をして、川筋地区も、耕作できないといっぱい出たけど、話をしないとけないと言ったら、5月の終わりに集まって話をしますと言っておられました。

3 番： 分かりました。

議長： 実態は色々厳しい状態ではございますが、他にございせんか。なかつたら終わりたいと思います。長時間、熱心に議論していただき、ありがとうございました。次回、勉強会もしないとけないという事で農業会議の倉益さんに来てもらい、総会が終わった後に勉強会をしたいと思いますので、お願いします。

それでは以上を持ちまして、第23回農業委員会総会を終了します。

平成 年 月 日

署名委員 1 1 番委員

署名委員 1 2 番委員